

電子契約サービス導入支援及び提供業務
企画提案募集に関する質問に対する回答

令和6年10月8日

1	質問	企画提案募集要領「7 企画提案書等の提出」の「(3) 企画提案書の構成」における「(ハ) 電子契約サービスの内容」(d) (e) について ・回答書や情報セキュリティに関連する添付書類の提出については、企画提案書の最後に別添する形での提出でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。

2	質問	企画提案募集要領「8 企画提案書の審査及び選定」の「(2) 審査項目及び配点」について ・提案金額に対する評価については、相対評価（参加者の中で最も安価な金額を提示した者がより評価される）もしくは絶対評価（他参加者の提案金額にかかわらず、一定の基準を設けて評価）のどちらになりますでしょうか。
	回答	企画提案募集要領8（2）イの審査項目及び評価事項のうち、「導入後の運用経費」及び「参考見積金額」については、それぞれ他の応募者の金額にかかわらず絶対評価により評価します。

3	質問	企画提案募集要領「8 企画提案書の審査及び選定」の「(4) ヒアリング」における「ハ 実施方法」について ・ヒアリング内でサービスのデモンストレーションを交えたご説明を行うことは可能でしょうか。また、当日は投影用のモニター等をご用意いただけるでしょうか。
	回答	企画提案募集要領7（3）ハ（ハ）bに基づき、企画提案書に記載した操作方法について説明する場合、企画提案募集要領8（4）ハ（二）の選定委員が求めた場合に該当するものとして、サービスのデモンストレーションを交えた説明が可能です。 ただし、企画提案書に記載した操作方法と関係しない操作方法、機能等についてサービスのデモンストレーションにより説明することは、選定委員が求めた場合を除き、認めません。 当日は、投影用のモニター及び接続用のHDMIケーブルを用意します。企画提案書やサービスのデモンストレーションを投影したい場合は、応募者がパソコンを用意してください。 なお、電子契約サービス導入支援及び提供業務プロポーザル方式選定委員会の各委員は提出された企画提案書を参照するため、投影が不要な場合は用意する必要はありません。

4	質問	<p>仕様書6 サービスの要件</p> <p>(1) 電子署名およびタイムスタンプに関する要件</p> <p>イ 「グレーゾーン解消制度」に基づく確認</p> <p>サービス提供事業者が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条に規定する「グレーゾーン解消制度」に基づき、サービスで使用する電子署名について、次の（イ）及び（ロ）に掲げる事項の確認を求め、当該事項を満たすものとして回答されていること。また、県の求めに応じてその回答書がサービス提供事業者宛に宛てたものであることを証明する書類を提出できること。</p> <p>(4) セキュリティ対策に関する要件</p> <p>イ 公告日時点において、次の（イ）から（ハ）に掲げる要件を全て満たしていること。また、県の求めに応じてその証拠書類を提出できること。</p> <p>質問：上記記載がございますが提出する証明書類はそれぞれ1部でよろしいでしょうか</p>
	回答	<p>企画提案募集要領7（3）ハ（ハ）dに基づき、企画提案書の添付書類として、仕様書6（1）イに記載されている回答書の写し及び仕様書6（4）イに記載されているセキュリティ対策に係る登録等を取得していることを確認できる書類の写しを提出する場合は、企画提案書と同様、10部提出してください。</p> <p>仕様書6に基づき、電子契約サービス導入支援及び提供業務の中で県の求めに応じて提出する場合は、1部で構いません。</p>

5	質問	<p>企画提案書募集要領 7 企画提案書等の提出</p> <p>質問：参考見積に記載する経費は、令和7年3月31日までの費用でよろしいでしょうか。</p>
	回答	<p>お見込みのとおり、令和7年3月31日までの電子契約サービス導入支援及び提供業務に関する費用を参考見積書に記載してください。</p>